

## 流山市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市市民参加条例（平成24年流山市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第5条第1項第5号の規則で定める市民が納付すべき金銭)

第2条 条例第5条第1項第5号の条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものは、流山市保育料徴収規則（昭和62年流山市規則第13号）第2条に規定する保育料とする。

(公表の方法)

第3条 条例に別に定める場合を除き、条例及びこの規則の規定による公表は、広報又はホームページにより行うものとする。

(意見交換会の開催の手続)

第4条 条例第13条の規定による公表は、意見交換会を開催する日前21日までにを行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間とすることができる。

(意見交換会の開催記録の内容)

第5条 条例第14条第1項の規定の開催記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 意見交換会の開会及び閉会の日時
- (2) 意見交換会に付した案件の名称
- (3) 意見交換会の議事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、意見交換会の記録として市が必要と認める事項

(公聴会の開催の手続)

第6条 条例第15条第1項の規定による公表は、公聴会を開催する日前21日までにを行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間とすることができる。

2 条例第15条第1項第4号に規定する提出期間は、10日以上としなければならない。ただし、特別な事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間とすることができる。

(公述人の決定)

第7条 条例第16条第1項の規定による申出は、公述申出書(別記第1号様式)によらなければならない。

2 条例第16条第4項の規定による通知は、公述人決定通知書(別記第2号様式)によるものとする。

3 条例第16条第5項の規定による通知は、公述人にしないことの決定通知書(別記第3号様式)によるものとする。

(公聴会の議事等)

第8条 条例第19条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公聴会の開催及び閉会の日時
- (2) 公聴会に付した案件の名称
- (3) 出席者の氏名
- (4) 公聴会の議事
- (5) 議長が特に必要があると認めた事項

(政策提案の提出)

第9条 条例第20条第1項の規定により政策提案を行おうとする市民等は、政策提案書(条例第20条第1項)(別記第4号様式)及び政策提案者署名簿(別記第5号様式)に関係書類を添えて市に提出するものとする。

2 条例第20条第1項に規定する連署は、政策提案者署名簿に次に掲げる事項を記載することにより行わなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 市内で働く者が署名する場合には、勤務先の名称及びその所在地
- (4) 市内で就学する者が署名する場合には、就学している学校の名称及びその所在地

(政策提案制度により提案を求める政策提案の提出)

第10条 条例第20条第2項に規定する政策提案制度による提案の求めに応じ、政策提案を行おうとするものは、政策提案書(条例第20条第2項)(別記第6号様式)に関係書類を添えて市に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による公表は、政策提案制度により提案

の提出期間を終了する日前 21 日までに行わなければならない。ただし、特別な事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間とすることができる。

(政策提案審査委員会の設置等)

第 11 条 条例第 20 条第 3 項に規定する公開による審査は、市長が設置する政策の提案を審査する委員会（以下「政策提案審査委員会」という。）において行うものとする。

2 市長以外の者で流山市自治基本条例（平成 21 年流山市条例第 1 号）第 3 条第 3 号に掲げるものが、条例第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により提案の提出を受けたときは、市長に対し、政策提案審査委員会の開催を要請するものとする。

3 市長は、政策提案審査委員会の会議を開催するときは、当該委員会の開催日の 1 週間前までに次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策提案審査委員会の開催の日時及び場所

(2) 政策提案の名称

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、政策提案審査委員会が必要と認める事項

4 政策提案審査委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 副市長

(2) 総合政策部長

(3) 総務部長

(4) 財政部長

(5) 市民生活部長

(6) 提案を担当する部の部長及び課長

5 政策提案審査委員会は、副市長を委員長とし、委員長は、必要に応じ、その職務を代理する者を指名することができる。

6 委員長は、政策提案審査委員会を代表し、市民提案に関する意見を取りまとめる。

7 政策提案審査委員会は、必要と認めるときは、条例第 20 条第 1 項の規定により行われた政策提案の代表者、連署した者その他当該関係者の意見を聴くことができる。

(政策提案の審査結果の通知)

第 12 条 条例第 20 条第 3 項の規定による通知は、原則として提案の

あつた日から90日以内に、政策提案審査結果通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

公述申出書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

㊞

年 月 日付けで公表された下記の案件に対して、流山市市民参加条例第 16 条第 1 項の規定に基づき公述を申し出ます。

案 件 の 名 称	
案件に対する賛否	賛 成 ・ 反 対
賛 否 の 理 由	

注 宛先は、公聴会を開催する市の機関を記載してください。

第2号様式（第7条関係）

公述人決定通知書

年 月 日

様

公聴会を開催する市の機関

印

年 月 日付けで申出のあった公述の申出について、流山市  
市民参加条例第16条第4項の規定により、公述人に決定したので通知  
します。

第 3 号様式（第 7 条関係）

公述人とししないことの決定通知書

年 月 日

様

公聴会を開催する市の機関

印

年 月 日付けで申出のあった公述の申出について、流山市  
市民参加条例第 16 条第 5 項の規定により、公述人とししないこととした  
ので通知します。

第 4 号様式（第 9 条関係）

政策提案書（条例第 20 条第 1 項）

年 月 日

（宛先）

提案者（代表者） 住所  
氏名 ⑩

流山市市民参加条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提案します。

- 1 政策提案の名称
- 2 政策提案の目的・理由
- 3 政策提案の内容
- 4 政策による予想される効果
- 5 政策の実施に要する費用の額及び内訳
- 6 提案に至るまでの経緯（議論の過程、活動状況）
- 7 参考資料の名称

注 宛先は、政策提案を提出する市の機関を記載してください。



第 5 号様式（第 9 条関係）

政策提案者署名簿

年 月 日

	氏 名	住 所	市民の条件（市外居住者記載欄）	備考
1			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
2			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
3			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
4			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
5			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
6			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
7			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
8			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
9			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	
10			市内に（通勤・通学） （名称： 所在地： ）	

備考

- 1 身体の障害等により自署ができない場合は、備考欄に代筆した者の氏名及び代筆者の住所並びに代筆の旨を記載してください。
- 2 政策提案書とこの署名簿が一体となっていることを確認の上、署名してください。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

政策提案書（条例第 2 0 条第 2 項）

年 月 日

（宛先）

提案者（代表者） 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付けで公表された下記の案件に対して、流山市市民参加条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提案します。

- 1 政策提案の名称
- 2 政策提案の目的・理由
- 3 政策提案の内容
- 4 政策による予想される効果
- 5 政策の実施に要する費用の額及び内訳
- 6 参考資料の名称

注 宛先は、政策提案を提出する市の機関を記載してください。

第7号様式（第12条関係）

政策提案審査結果通知書

年 月 日

様

提案を受けた市の機関

印

年 月 日で提案のあった政策提案について、流山市市民参加条例第20条第3項の規定により、審査結果を次のとおり通知します。

- 1 政策提案の名称
- 2 審査結果及びその理由